

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	実績判定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
-----	------------------------	--------	----------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄



【留意事項】

- 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日
至	平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成32年3月31日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
		人	人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \frac{A}{\text{人}} \times 12 = \frac{\text{人}}{B \text{ 月}} \geq 100 \text{ 人}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実績判定期間</div>		
すべての事業活動に係る金額等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ① (指標) </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">29,999,474,805 円</div>
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ② </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">373,120 円</div>
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ①a </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">0 円</div>
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ①b </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">0 円</div>
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ①c </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">373,120 円</div>
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ①d </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">0 円</div>
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ①e </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">0 円</div>
合 計	(①a+①b+①c+①d+①e)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ①f </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">373,120 円 ⇨②へ</div>
基準となる割合 (②÷①)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ③ </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">0.00%</div>

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
-----	------------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	✓
--	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成26年4月1日～平成27年3月31日	21人	0人	0%	3人	14.2%
②	平成27年4月1日～平成28年3月31日	21人	0人	0%	3人	14.2%
③	平成28年4月1日～平成29年3月31日	22人	0人	0%	2人	9.0%
④	平成29年4月1日～平成30年3月31日	24人	0人	0%	0人	0%
⑤	平成30年4月1日～平成31年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		14人	0人	0%	0人	0%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームフォーム	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		21人	21人	22人	24人	12人	人	14人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	3人	2人	0人	0人	人	0人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
大西 健丞		理事		○	○	○	○	○			H13. 5. 22 就任 H30. 5. 30 退任
志邨 有紀枝 (長 有紀枝)		理事		○	○	○	○	○			H16. 6. 26 就任 H30. 5. 30 退任
青木 政幸		理事		○							H18. 7. 19 就任 H27. 3. 31 辞任
赤津 孝夫		理事		○	○	○	○	○			H18. 7. 19 就任 H30. 5. 30 退任
菅谷 定彦		理事		○	○	○					H22. 5. 27 就任 H28. 5. 30 退任
関戸 博高		理事		○	○	○	○	○		○	H18. 7. 19 就任
中村 安秀		理事		○	○	○	○	○			H18. 7. 19 就任 H30. 5. 30 退任
井川 紀道		理事		○	○	○	○	○		○	H19. 3. 6 就任
原田 勝広		理事		○	○	○	○	○			H19. 3. 6 就任

								H30. 5. 30 退任
橋本 笙子		理事	○	○	○	○	○	H20. 7. 19 就任 H31. 1. 31 辞任
古賀 信行		理事	○	○	○			H21. 1. 29 就任 H28. 5. 30 退任
有馬 利男		理事	○	○	○	○	○	H22. 5. 27 就任 H30. 5. 30 退任
ロバート・ サイデル		理事	○					H22. 5. 27 就任 H26. 5. 30 退任
木山 啓子		理事	○	○	○	○		H23. 4. 1 就任 H30. 2. 16 辞任
澁澤 健		理事	○	○	○	○	○	H24. 5. 31 就任 H30. 5. 30 退任
永井 秀哉		理事	○	○	○	○	○	H24. 5. 31 就任
濱口 敏行		理事	○	○	○	○	○	H24. 5. 31 就任 H30. 5. 30 退任
林 直樹		理事	○	○	○			H24. 5. 31 就任 H28. 5. 30 退任

宮原 耕治		理事			○	○	○	○	○			H24. 5. 31 就任 H30. 5. 30 退任
エディ 操		理事			○	○	○	○	○			H26. 10. 8 就任 H30. 5. 30 退任
秋元 義孝		理事					○	○	○		○	H28. 5. 30 就任
金原 主幸		理事					○	○	○		○	H28. 5. 30 就任
二宮 雅也		理事					○	○	○			H28. 5. 30 就任 H30. 5. 30 退任
村田 俊一		理事					○	○	○			H28. 5. 30 就任 H30. 5. 30 退任
横尾 博		理事					○	○	○		○	H28. 5. 30 就任
杉本 宏美 (天花寺 宏 美)		理事						○	○		○	H29. 5. 31 就任
石川 光		理事						○	○		○	H29. 5. 31 就任

山岡 聡子 (功能 聡子)		理事					○	○			H29. 5. 31 就任 H30. 5. 30 退任
石井 正子		理事						○		○	H30. 5. 30 就任
小美野 剛		理事						○		○	H30. 5. 30 就任
千賀 邦夫		理事						○			H30. 5. 30 就任 H31. 3. 28 辞任
堀江 良彰		理事						○		○	H30. 5. 30 就任
石井 宏明		理事								○	R01. 5. 30 就任
大江 浩		監事	○	○	○	○	○				H13. 6. 18 就任 H31. 3. 28 辞任
永野 諭		監事	○	○	○						H19. 3. 6 就任 H28. 5. 30 退任
田中 皓		監事	○	○	○	○	○			○	H25. 5. 30 就任
品田 和之		監事								○	R01. 5. 30 就任

2015年（平成27年）5月25日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬 利男 殿

代表理事 木山 啓子 殿

私たちは、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2014年（平成26年）4月1日から2015年（平成27年）3月31日までの第14期の業務監査及び会計監査を行った。

監査の結果

(1) 業務監査結果

- 一 理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事会等の会議に出席し必要と認められる場合には質問を行い、意見を表明した。
- 二 理事の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されているものと認める。

(2) 会計監査結果

- 一 財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿は証拠書類を独立監査人（有限責任監査法人 トーマツ）に情報提供し監査を受けた。また、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の確認及び質問を行った。
- 二 会計処理は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠して適正に処理され、財産の状況を正しく示しているもの認める。

監事

田中 皓

監事

大江 浩

監事

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬利男 殿

代表理事 木山啓子 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<財産目録に対する意見>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成27年3月31日現在の第14事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することであり、また、財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布又は利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁の利用のみを対象としており、本報告書は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁以外に配布又は利用してはならない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬利男 殿

代表理事 木山啓子 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14事業年度に関する収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ）について監査を行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

収支計算書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、収支計算書は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第14事業年度の資金収支の状況を特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁に報告するために作成するものであり、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布又は利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁の利用のみを対象としており、本報告書は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁以外に配布又は利用してはならない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2016年（平成28年）5月25日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬 利男 殿

代表理事 木山 啓子 殿

私たち監事は、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2015年（平成27年）4月1日から2016年（平成28年）3月31日までの第15期の業務監査及び会計監査を報告する。

監査の結果

(1) 業務監査結果

- 一 理事の業務執行の状況に関しては、理事会等の会議に出席し執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。
- 二 理事の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されているものと認める。

(2) 会計監査結果

- 一 財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿書類を独立監査人に情報提供し、監査を受けている。また、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の確認及び質問を行った。
- 二 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、財産の状況を正しく示しているものと認める。

監事

田中 皓

監事

大江 浩

監事

永野 諭

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬利男 殿

代表理事 木山啓子 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<財産目録に対する意見>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成28年3月31日現在の第15事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することであり、また、財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布又は利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書は、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬利男 殿

代表理事 木山啓子 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15事業年度に関する収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ）について監査を行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

収支計算書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、収支計算書は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第15事業年度の資金収支の状況を特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁に報告するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布又は利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書は、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2017年（平成29年）5月25日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬 利男 殿

代表理事 大西 健丞 殿

私たち監事は、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2016年（平成28年）4月1日から2017年（平成29年）3月31日までの第16期の業務監査及び会計監査を報告する。

監査の結果

(1) 業務監査結果

- 一 理事の業務執行の状況に関しては、理事会等の会議に出席し執行状況と決裁書類等
を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。
- 二 理事の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されているものと認める。

(2) 会計監査結果

- 一 財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿書類を独立監査人に情報提供し、監査
を受けている。また、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・
フロー計算書等）や帳簿等の確認及び質問を行った。
- 二 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支
計算書については規定どおり適正に作成され、財産の状況を正しく示しているもの
と認める。

監事

田中 皓

監事

大江 浩

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬利男 殿

代表理事 大西健丞 殿

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

<財務諸表監査>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<財産目録に対する意見>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成29年3月31日現在の第16事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することであり、また、財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書は、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬利男 殿

代表理事 大西健丞 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16事業年度に関する収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ）について監査を行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

収支計算書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、収支計算書は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第16事業年度の資金収支の状況を特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁に報告するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書は、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2018年（平成30年）5月22日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬 利男 殿

代表理事 大西 健丞 殿

私たち監事は、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2017年（平成29年）4月1日から2018年（平成30年）3月31日までの第17期の業務監査及び会計監査を報告する。

監査の結果

(1) 業務監査結果

- 一 理事の業務執行の状況に関しては、理事会等の会議に出席し執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。
- 二 理事の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されているものと認める。

(2) 会計監査結果

- 一 財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿書類を独立監査人に情報提供し、監査を受けている。また、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の確認及び質問を行った。
- 二 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、財産の状況を正しく示しているものと認める。

監事

田中

皓

監事

大西

浩

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬 利男 殿
代表理事 大西 健丞 殿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

<財務諸表監査>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<財産目録に対する意見>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成30年3月31日現在の第17事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することであり、また、財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書は、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 有馬利男 殿

代表理事 大西健丞 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17事業年度に関する収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ）について監査を行った。

収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

収支計算書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、収支計算書は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第17事業年度の資金収支の状況を特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁に報告するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書は、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2019年（令和元年）5月20日

監事の監査報告書

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 小美野 剛 殿

私は、特定非営利活動促進法 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から 2019 年（平成 31 年）3 月 31 日までの第 18 期の業務監査及び会計監査を行いましたので、その内容を以下の通り報告します。

監査の結果

（1）業務監査結果

- 一 理事の業務執行の状況に関しては、理事会等の会議に出席し執行状況と決裁書類等
を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。
- 二 理事の業務は、法令及び定款に基づき適正に執行されているものと認める。

（2）会計監査結果

- 一 財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿書類を独立監査人に情報提供し、監査を
受けている。また、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー
計算書等）や帳簿等の確認及び質問を行った。
- 二 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算
書については規定どおり適正に作成され、財産の状況を正しく示しているものと認める。

監事

田中

皓

独立監査人の監査報告書

令和元年5月15日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 小美野 剛 殿

指定有限責任社員
公認会計士
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第18事業年度の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することであり、また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<財産目録に対する意見>

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成31年3月31日現在の第18事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することであり、また、財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 15 日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井秀哉 殿

代表理事 小美野剛 殿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 18 事業年度の収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ）について監査を行った。

収支計算書に対する経営者の責任

理事者の責任は、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に収支計算書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、収支計算書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による収支計算書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、収支計算書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め収支計算書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の収支計算書が、すべての重要な点において、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限

注記 1 に記載されているとおり、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第 18 事業年度の資金収支の状況を特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁に報告するために、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(PCA 公益法人会計) ルーズリーフ	都度	10年
仕訳チェックリスト	会計ソフト(PCA 公益法人会計) ルーズリーフ	都度	10年
固定資産台帳	会計ソフト(PCA 固定資産) ルーズリーフ	年1回	10年
賃金台帳	給与ソフト(給与奉行・社労士委託) ルーズリーフ	月1回	7年
貯蔵品管理表	エクセル使用 データ保管	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
-----	------------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

✓

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

八

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	29,999,474,805 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	29,999,474,805 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「八」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	2,402,639,873 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	2,402,639,873,円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(八及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「八及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員 ^(注2) の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
(注2)「役員 ^(注2) の親族等」とは、役員 ^(注2) の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	平成26年 4月 1日 ~ 令和 元年 7月 10日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
95人	742,460,626円		

(注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
<p>(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
<p>(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ファンドレイジング アドバイザー 業務委託費	H.26.4.1~ H28.3.31	3,999,840 円	業務委託契約書に基づき、月額 166,660 円
		ファンドレイジング アドバイザー 業務委託費	H.28.4.1~ R. 1.6.30	4,343,430 円	業務委託契約書に基づき、月額 111,370 円
		法的アドバイス対応 弁護士報酬	H.26.4.1~ R. 1.6.30	2,041,200 円	法律顧問契約書に基づき、月額 32,400 円
		規程作成アドバイス 弁護士報酬	H.25.6.16	108,000 円	請求書に基づく
		法的アドバイス対応 弁護士報酬	H.30.5.31	574,196 円	請求書に基づく
		規程作成 弁護士報酬	H.30.12.31	108,000 円	請求書に基づく
		法的アドバイス対応 弁護士報酬	H.30.12.31	216,000 円	請求書に基づく
		規程作成 弁護士報酬	H.30.12.31	216,000 円	請求書に基づく
		翻訳校閲業務謝金	H.27.4.30	10,000 円	研修教材作成に伴う 翻訳
		翻訳校閲業務謝金	H.27.4.30	10,000 円	研修教材作成に伴う 翻訳
		謝金	R.1.6.28	10,000 円	全国フォーラム分科 会登壇に伴う謝金

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

該当なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
別紙参照			円	
			円	
			円	
			円	

3.支出した寄附金

支出先の名称	所在地	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		2014/4/1	59,321,972	助成金
		2014/4/4	16,514,305	助成金
		2014/4/7	4,999,600	助成金
		2014/4/8	38,038,216	助成金
		2014/4/8	27,569,595	助成金
		2014/4/8	4,597,925	助成金
		2014/4/8	68,892,056	助成金
		2014/4/8	37,928,551	助成金
		2014/4/10	4,994,395	助成金
		2014/4/10	17,631,601	助成金
		2014/4/14	4,184,730	助成金
		2014/4/14	9,999,100	助成金
		2014/4/17	1,000,000	助成金
		2014/4/17	6,210,000	助成金
		2014/4/17	999,480	助成金
		2014/4/17	463,450	助成金
		2014/4/21	6,632,000	助成金
		2014/4/22	114,929,993	助成金
		2014/4/22	996,500	助成金
		2014/4/22	3,846,000	助成金
		2014/4/23	998,000	助成金
		2014/4/25	4,527,520	助成金
		2014/4/25	5,133,000	助成金
		2014/5/2	25,942,227	助成金
		2014/5/7	2,802,040	助成金
		2014/5/8	37,508,857	助成金
		2014/5/9	9,952,000	助成金
		2014/5/13	4,330,000	助成金
		2014/5/19	3,052,800	助成金
		2014/5/20	138,010,497	助成金
		2014/5/22	1,094,100	助成金
		2014/6/4	47,499,296	助成金
		2014/6/5	44,806,610	助成金
		2014/6/10	29,979,349	助成金
		2014/6/17	21,678,816	助成金
		2014/6/17	36,085,512	助成金
		2014/7/3	3,008,160	助成金
		2014/7/7	39,502,225	助成金
		2014/7/7	32,942,342	助成金
		2014/7/9	49,019,440	助成金
		2014/7/11	9,600,000	助成金
		2014/7/15	1,228,181	助成金
		2014/7/15	89,999,047	助成金
		2014/7/17	57,131,056	助成金
		2014/7/18	7,678,564	助成金
		2014/7/22	6,483,252	助成金
		2014/7/22	128,978,560	助成金
		2014/7/29	34,005,890	助成金
		2014/7/29	2,518,000	助成金
		2014/7/29	8,345,218	助成金
		2014/8/8	41,816,337	助成金
		2014/8/11	8,320,000	助成金
		2014/8/14	5,001,182	助成金
		2014/8/14	10,203,019	助成金
		2014/8/14	31,143,900	助成金
		2014/8/14	60,238,000	助成金
		2014/8/14	2,949,860	助成金
		2014/8/21	28,047,637	助成金
		2014/8/21	2,391,715	助成金
		2014/8/28	1,005,756	助成金
		2014/8/28	20,686,081	助成金
		2014/9/4	2,479,288	助成金
		2014/9/8	3,969,300	助成金
		2014/9/8	1,704,000	助成金
		2014/9/16	31,552,407	助成金
		2014/9/18	10,957,379	助成金
		2014/9/25	2,258,540	助成金
		2014/9/30	4,998,370	助成金
		2014/10/2	39,389,601	助成金
		2014/10/6	82,608,138	助成金
		2014/10/7	74,429,921	助成金
		2014/10/9	722,480	助成金
		2014/10/9	59,999,950	助成金
		2014/10/14	28,802,868	助成金
		2014/10/15	5,995,000	助成金
		2014/10/15	3,744,100	助成金
		2014/10/16	2,592,500	助成金
		2014/10/16	5,473,000	助成金
		2014/10/17	27,939,022	助成金
		2014/10/17	4,996,107	助成金
		2014/10/21	1,038,540	助成金
		2014/10/21	4,017,000	助成金
		2014/10/23	494,000	助成金
		2014/10/24	19,641,739	助成金
		2014/11/11	3,426,580	助成金
		2014/11/12	7,999,679	助成金
		2014/11/13	20,871,375	助成金
		2014/11/27	1,850,130	助成金
		2014/11/27	6,362,875	助成金
		2014/12/1	29,688,444	助成金
		2014/12/8	14,992,506	助成金
		2014/12/10	44,726,182	助成金
		2014/12/10	32,797,349	助成金
		2014/12/10	2,000,000	助成金
		2014/12/17	14,191,383	助成金
		2014/12/17	5,643,410	助成金
		2014/12/24	108,135,218	助成金
		2014/12/24	9,992,000	助成金
		2014/12/24	72,659,241	助成金
		2014/12/24	53,860,098	助成金
		2014/12/25	6,621,414	助成金
		2014/12/25	978,692	助成金
		2014/12/25	6,139,560	助成金
		2014/12/26	780,000	助成金
		2014/12/26	21,138,000	助成金
		2015/1/5	7,551,630	助成金
		2015/1/6	30,000,000	助成金
		2015/1/9	63,564,293	助成金
		2015/1/13	24,992,157	助成金
		2015/1/14	1,528,976	助成金
		2015/1/14	2,849,880	助成金
		2015/1/23	48,350,755	助成金
		2015/1/23	39,567,390	助成金

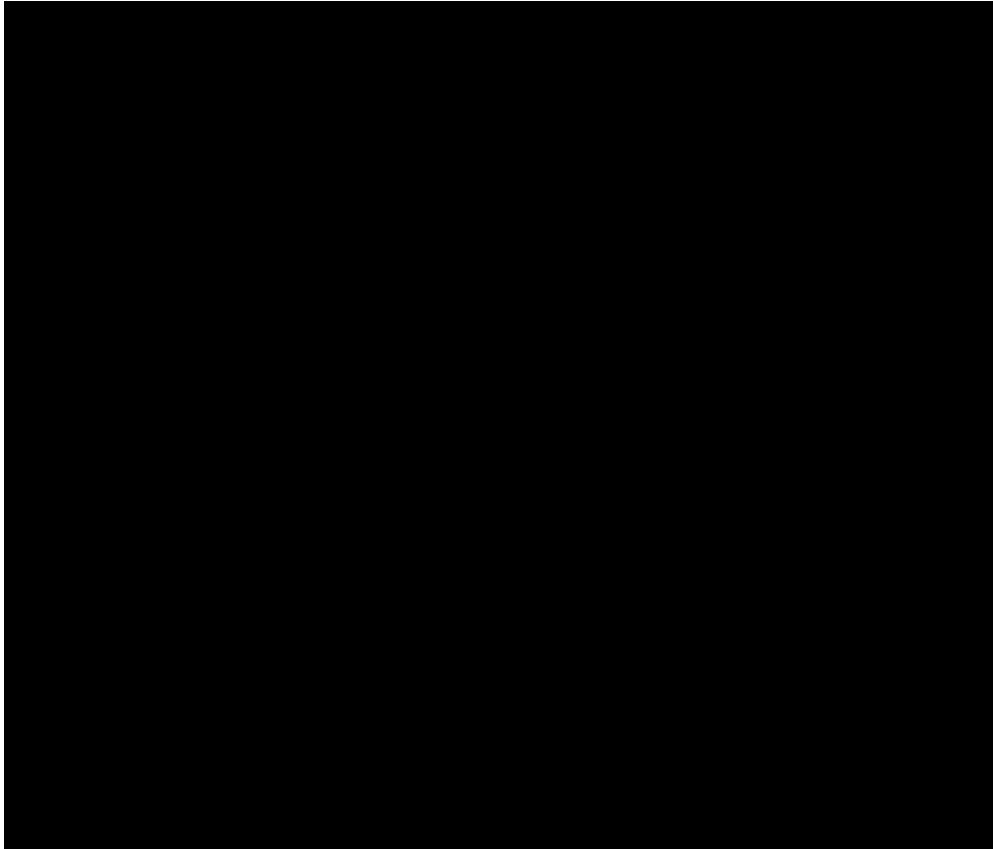
2015/1/27	7,076,000	助成金
2015/1/28	1,025,989	助成金
2015/2/16	118,254,167	助成金
2015/2/16	4,780,119	助成金
2015/2/16	43,171,353	助成金
2015/2/20	39,315,295	助成金
2015/3/5	169,994,498	助成金
2015/3/16	149,941,138	助成金
2015/3/16	48,309,436	助成金
2015/3/20	118,925,507	助成金
2015/3/20	149,853,316	助成金
2015/3/20	142,587,982	助成金
2015/3/23	136,722,553	助成金
2015/3/24	107,940,447	助成金
2015/3/25	2,788,780	助成金
2015/3/26	32,141,626	助成金
2015/3/26	85,257,907	助成金
2015/3/30	946,760	助成金
2015/3/30	55,000,000	助成金
2015/4/2	9,985,370	助成金
2015/4/2	14,195,830	助成金
2015/4/6	5,172,000	助成金
2015/4/6	2,700,000	助成金
2015/4/6	9,829,800	助成金
2015/4/6	985,500	助成金
2015/4/7	40,806,209	助成金
2015/4/7	79,971,322	助成金
2015/4/7	79,999,845	助成金
2015/4/8	7,489,000	助成金
2015/4/9	43,470,548	助成金
2015/4/9	50,747,916	助成金
2015/4/13	9,558,000	助成金
2015/4/13	155,819,774	助成金
2015/4/13	917,000	助成金
2015/4/13	4,831,000	助成金
2015/4/13	10,000,000	助成金
2015/4/14	3,675,800	助成金
2015/4/14	1,635,970	助成金
2015/4/14	19,590,113	助成金
2015/4/14	3,861,087	助成金
2015/4/15	5,195,335	助成金
2015/4/15	5,740,000	助成金
2015/4/15	935,000	助成金
2015/4/16	3,589,295	助成金
2015/4/22	9,897,082	助成金
2015/4/22	5,517,008	助成金
2015/4/22	20,000,000	助成金
2015/4/22	5,761,800	助成金
2015/4/27	19,135,619	助成金
2015/4/30	6,760,452	助成金
2015/4/30	4,273,800	助成金
2015/5/1	4,062,000	助成金
2015/5/1	2,396,000	助成金
2015/5/7	1,603,520	助成金
2015/5/7	851,100	助成金
2015/5/7	1,550,951	助成金
2015/5/7	802,365	助成金
2015/5/7	14,059,315	助成金
2015/5/11	10,000,000	助成金
2015/5/11	3,258,340	助成金
2015/5/12	7,240,387	助成金
2015/5/12	237,969,160	助成金
2015/5/12	310,632,290	助成金
2015/5/13	100,658,673	助成金
2015/5/13	84,596,050	助成金
2015/5/13	38,345,600	助成金
2015/5/15	5,872,180	助成金
2015/5/15	5,577,000	助成金
2015/5/15	4,512,200	助成金
2015/5/18	10,000,000	助成金
2015/5/19	29,999,044	助成金
2015/5/20	2,198,454	助成金
2015/5/22	4,995,283	助成金
2015/5/27	13,658,790	助成金
2015/6/1	159,710,047	助成金
2015/6/3	44,915,725	助成金
2015/6/3	52,445,019	助成金
2015/6/3	51,229,561	助成金
2015/6/3	24,838,617	助成金
2015/6/3	23,983,500	助成金
2015/6/3	69,898,649	助成金
2015/6/3	32,621,149	助成金
2015/6/3	42,295,218	助成金
2015/6/8	2,232,500	助成金
2015/6/10	63,887,100	助成金
2015/6/11	82,497,397	助成金
2015/6/15	46,934,850	助成金
2015/6/15	21,436,940	助成金
2015/6/17	46,205,297	助成金
2015/6/17	29,986,420	助成金
2015/6/23	9,949,655	助成金
2015/6/24	5,192,963	助成金
2015/6/24	29,277,395	助成金
2015/7/1	879,000	助成金
2015/7/1	993,536	助成金
2015/7/1	2,444,000	助成金
2015/7/6	10,000,000	助成金
2015/7/6	46,379,291	助成金
2015/7/6	9,942,196	助成金
2015/7/14	76,822,010	助成金
2015/7/17	4,127,716	助成金
2015/7/17	411,000	助成金
2015/7/17	9,177,000	助成金
2015/7/27	8,290,000	助成金
2015/7/29	10,000,000	助成金
2015/7/31	12,842,120	助成金
2015/8/19	4,402,804	助成金
2015/8/21	135,470,266	助成金
2015/8/24	4,998,500	助成金
2015/8/27	12,936,845	助成金
2015/9/2	94,931,028	助成金
2015/9/8	35,744,013	助成金
2015/9/14	101,675,735	助成金
2015/9/14	51,155,971	助成金
2015/9/14	30,345,800	助成金
2015/9/25	9,884,669	助成金
2015/9/29	9,999,970	助成金

2015/9/30	3,294,000	助成金
2015/9/30	70,000,000	助成金
2015/9/30	49,781,630	助成金
2015/10/1	12,995,708	助成金
2015/10/5	6,921,000	助成金
2015/10/6	2,631,984	助成金
2015/10/6	3,111,086	助成金
2015/10/7	7,554,000	助成金
2015/10/9	3,700,400	助成金
2015/10/9	35,000,000	助成金
2015/10/13	1,976,558	助成金
2015/10/13	18,000,000	助成金
2015/10/14	4,982,074	助成金
2015/10/16	9,682,016	助成金
2015/10/19	202,409,645	助成金
2015/10/21	10,551,750	助成金
2015/11/4	736,750	助成金
2015/11/10	2,088,655	助成金
2015/11/26	18,000,000	助成金
2015/11/27	108,936,100	助成金
2015/11/30	19,486,230	助成金
2015/12/2	99,791,787	助成金
2015/12/8	500,000	助成金
2015/12/8	24,411,336	助成金
2015/12/9	124,531,840	助成金
2015/12/9	173,585,860	助成金
2015/12/18	62,691,564	助成金
2015/12/18	8,585,062	助成金
2015/12/28	2,710,000	助成金
2015/12/28	13,536,731	助成金
2015/12/28	34,275,068	助成金
2015/12/28	87,438,150	助成金
2015/12/28	14,749,498	助成金
2015/12/28	28,000,000	助成金
2016/1/4	12,848,747	助成金
2016/1/4	49,669,500	助成金
2016/1/7	1,300,000	助成金
2016/1/7	55,399,060	助成金
2016/1/8	80,372,720	助成金
2016/1/8	20,246,754	助成金
2016/1/12	7,818,580	助成金
2016/1/12	4,598,000	助成金
2016/1/12	31,946,520	助成金
2016/1/12	6,952,802	助成金
2016/1/19	782,180	助成金
2016/1/19	1,000,000	助成金
2016/2/4	9,866,094	助成金
2016/2/9	107,558,551	助成金
2016/2/18	14,981,662	助成金
2016/2/18	82,675,228	助成金
2016/2/22	12,428,791	助成金
2016/3/2	18,706,795	助成金
2016/3/8	47,456,510	助成金
2016/3/8	54,588,245	助成金
2016/3/9	2,687,000	助成金
2016/3/10	281,731,105	助成金
2016/3/25	143,698,794	助成金
2016/3/25	51,706,020	助成金
2016/3/25	25,694,612	助成金
2016/3/25	2,247,510	助成金
2016/3/25	13,591,395	助成金
2016/3/25	45,914,351	助成金
2016/3/31	17,499,746	助成金
2016/3/31	135,776,281	助成金
2016/3/31	178,774,203	助成金
2016/4/1	35,970,850	助成金
2016/4/1	57,292,650	助成金
2016/4/1	9,972,258	助成金
2016/4/4	23,441,108	助成金
2016/4/7	64,704,097	助成金
2016/4/7	396,936,750	助成金
2016/4/8	5,347,090	助成金
2016/4/8	29,891,397	助成金
2016/4/8	69,999,614	助成金
2016/4/11	14,570,110	助成金
2016/4/12	2,996,059	助成金
2016/4/12	348,998,263	助成金
2016/4/12	82,026,900	助成金
2016/4/12	68,586,335	助成金
2016/4/12	144,941,326	助成金
2016/4/14	996,000	助成金
2016/4/14	8,003,600	助成金
2016/4/14	9,989,170	助成金
2016/4/18	9,591,798	助成金
2016/4/19	3,750,000	助成金
2016/4/20	1,984,960	助成金
2016/4/20	2,460,198	助成金
2016/4/20	2,511,000	助成金
2016/4/20	10,792,567	助成金
2016/4/22	1,810,020	助成金
2016/4/26	1,612,588	助成金
2016/4/26	3,111,000	助成金
2016/4/26	6,823,427	助成金
2016/4/27	1,735,762	助成金
2016/4/27	3,746,200	助成金
2016/4/28	8,334,800	助成金
2016/4/28	16,900,902	助成金
2016/5/2	469,328	助成金
2016/5/2	73,177,380	助成金
2016/5/2	84,599,116	助成金
2016/5/10	20,630,640	助成金
2016/5/13	1,864,414	助成金
2016/5/13	70,643,500	助成金
2016/5/13	8,259,542	助成金
2016/5/16	19,581,495	助成金
2016/5/16	31,589,384	助成金
2016/5/16	8,127,707	助成金
2016/5/17	12,574,933	助成金
2016/5/18	3,828,000	助成金
2016/5/18	576,320	助成金
2016/5/18	37,559,400	助成金
2016/5/20	27,768,160	助成金
2016/5/20	11,995,315	助成金
2016/5/24	11,773,586	助成金
2016/5/31	35,351,450	助成金
2016/5/31	484,789,840	助成金
2016/5/31	1,209,280	助成金

2016/6/1	927.134	助成金
2016/6/3	1,495,460	助成金
2016/6/3	92,195,454	助成金
2016/6/9	18,804,170	助成金
2016/6/9	5,840,064	助成金
2016/6/14	18,221,569	助成金
2016/6/14	20,986,400	助成金
2016/6/17	7,743,720	助成金
2016/6/22	7,270,110	助成金
2016/6/24	29,998,375	助成金
2016/6/27	8,689,958	助成金
2016/6/27	145,424,315	助成金
2016/7/4	61,461,490	助成金
2016/7/13	1,744,000	助成金
2016/7/13	462,092,703	助成金
2016/7/15	81,775,052	助成金
2016/7/15	102,874,388	助成金
2016/7/15	25,114,610	助成金
2016/7/20	4,311,620	助成金
2016/7/20	982,000	助成金
2016/7/21	132,731,752	助成金
2016/7/22	1,452,000	助成金
2016/7/25	4,973,000	助成金
2016/7/25	2,720,080	助成金
2016/7/27	1,637,186	助成金
2016/7/29	10,000,000	助成金
2016/7/29	2,056,596	助成金
2016/8/2	758,000	助成金
2016/8/5	81,525,063	助成金
2016/8/5	10,912,143	助成金
2016/8/12	15,158,434	助成金
2016/8/12	44,999,892	助成金
2016/8/12	161,906,551	助成金
2016/8/15	133,954,338	助成金
2016/8/15	11,707,178	助成金
2016/8/15	126,621,198	助成金
2016/8/15	2,554,196	助成金
2016/8/15	31,638,687	助成金
2016/8/30	3,110,400	助成金
2016/8/31	1,795,969	助成金
2016/9/2	36,146,373	助成金
2016/9/13	53,303,176	助成金
2016/9/21	3,382,727	助成金
2016/9/23	37,231,567	助成金
2016/10/4	126,121,344	助成金
2016/10/5	2,497,730	助成金
2016/10/5	2,893,158	助成金
2016/10/5	4,039,389	助成金
2016/10/5	950,000	助成金
2016/10/5	1,922,000	助成金
2016/10/5	83,645,078	助成金
2016/10/6	853,600	助成金
2016/10/7	17,545,540	助成金
2016/10/13	2,500,000	助成金
2016/10/13	900,000	助成金
2016/10/17	123,417,884	助成金
2016/10/17	25,731,135	助成金
2016/10/18	4,947,000	助成金
2016/10/19	66,229,450	助成金
2016/10/24	2,800,762	助成金
2016/10/24	24,544,893	助成金
2016/10/25	4,365,240	助成金
2016/10/25	5,454,268	助成金
2016/10/27	1,222,120	助成金
2016/11/2	48,812,428	助成金
2016/11/7	20,304,004	助成金
2016/11/7	1,688,080	助成金
2016/11/16	45,092,950	助成金
2016/11/16	132,873,962	助成金
2016/11/28	74,892,020	助成金
2016/12/13	152,176,502	助成金
2016/12/13	33,284,817	助成金
2016/12/15	201,284	助成金
2016/12/15	67,247,778	助成金
2016/12/15	82,245,675	助成金
2016/12/20	14,928,834	助成金
2017/1/4	28,216,690	助成金
2017/1/4	58,368,546	助成金
2017/1/4	30,000,000	助成金
2017/1/10	10,190,831	助成金
2017/1/10	15,746,750	助成金
2017/1/12	706,940	助成金
2017/1/12	35,171,055	助成金
2017/1/16	7,741,920	助成金
2017/1/16	9,301,714	助成金
2017/1/18	8,490,604	助成金
2017/1/18	148,444,808	助成金
2017/1/19	86,784,285	助成金
2017/1/24	2,794,600	助成金
2017/1/24	35,449,444	助成金
2017/1/26	8,481,376	助成金
2017/1/26	15,595,316	助成金
2017/1/31	54,069,759	助成金
2017/2/10	19,609,384	助成金
2017/2/21	6,815,750	助成金
2017/2/27	2,501,089	助成金
2017/3/8	79,999,738	助成金
2017/3/15	48,190,515	助成金
2017/3/16	139,457	外国工〓募金
2017/3/24	24,053,402	助成金
2017/3/24	433,670,620	助成金
2017/3/24	2,099,424	助成金
2017/3/24	29,847,063	助成金
2017/3/24	29,999,664	助成金
2017/3/31	24,346,094	助成金
2017/4/3	20,575,656	助成金
2017/4/4	44,672,652	助成金
2017/4/13	9,987,712	助成金
2017/4/13	25,307,991	助成金
2017/4/13	625,000	助成金
2017/4/18	1,090,020	助成金
2017/4/18	899,900	助成金
2017/4/19	9,818,176	助成金
2017/4/19	90,310,125	助成金
2017/4/19	301,170,701	助成金
2017/4/20	1,327,572	助成金
2017/4/21	6,634,000	助成金

2017/4/25	5,804,000	助成金
2017/4/25	8,234,400	助成金
2017/5/17	21,991,341	助成金
2017/5/17	37,477,578	助成金
2017/5/18	4,998,296	助成金
2017/5/18	27,082,064	助成金
2017/5/18	67,289,242	助成金
2017/5/19	49,454,350	助成金
2017/5/22	5,258,500	助成金
2017/5/22	2,080,000	助成金
2017/5/24	59,098,969	助成金
2017/6/2	386,229,787	助成金
2017/6/9	196,151,216	助成金
2017/6/12	150,100,281	助成金
2017/6/15	36,074,897	助成金
2017/6/16	47,705,911	助成金
2017/6/16	351,590,926	助成金
2017/6/16	5,002,344	助成金
2017/6/19	21,999,988	助成金
2017/6/19	49,999,359	助成金
2017/6/19	51,011,065	助成金
2017/6/19	119,928,686	助成金
2017/6/21	15,210,812	助成金
2017/6/21	177,201,725	助成金
2017/6/21	5,006,880	助成金
2017/6/21	446,900,754	助成金
2017/6/26	17,895,817	助成金
2017/6/26	39,199,751	助成金
2017/6/28	10,000,000	助成金
2017/6/28	20,003,598	助成金
2017/6/29	82,442,765	助成金
2017/6/29	119,997,447	助成金
2017/6/30	16,004,385	助成金
2017/7/3	173,373,740	助成金
2017/7/4	3,450	助成金
2017/7/4	42,261,708	助成金
2017/7/4	35,385,626	助成金
2017/7/5	2,945,697	助成金
2017/7/7	56,782,587	助成金
2017/7/11	15,000,000	助成金
2017/7/12	3,218,560	助成金
2017/7/12	447,200	助成金
2017/7/13	6,096,100	助成金
2017/7/14	2,994,195	助成金
2017/7/14	1,034,291	助成金
2017/7/18	1,132,000	助成金
2017/7/18	4,599,166	助成金
2017/7/20	170,000,000	助成金
2017/7/24	4,000,000	助成金
2017/7/28	201,141,995	助成金
2017/8/1	3,098,873	助成金
2017/8/7	3,000,000	助成金
2017/8/9	35,398,930	助成金
2017/8/14	32,056,044	助成金
2017/8/15	7,898,908	助成金
2017/8/18	9,996,000	助成金
2017/8/18	20,800,327	助成金
2017/8/18	90,348,890	助成金
2017/8/22	13,703,330	助成金
2017/8/25	120,450,408	助成金
2017/8/30	1,257,494	助成金
2017/9/14	20,124,264	助成金
2017/9/15	2,990,044	助成金
2017/9/19	2,999,700	助成金
2017/9/19	6,044,233	助成金
2017/9/20	2,956,000	助成金
2017/9/28	19,451,748	助成金
2017/9/28	42,083,077	助成金
2017/10/4	4,831,503	助成金
2017/10/4	113,234,597	助成金
2017/10/5	28,355,510	助成金
2017/10/5	58,115,044	助成金
2017/10/13	3,190,625	助成金
2017/10/16	50,783,396	助成金
2017/10/16	25,443,765	助成金
2017/10/16	1,247,766	助成金
2017/10/17	25,916,070	助成金
2017/10/18	22,686,804	助成金
2017/10/19	38,710,501	助成金
2017/10/24	2,981,000	助成金
2017/10/26	5,650,000	助成金
2017/10/26	37,602,260	助成金
2017/11/2	30,470,545	助成金
2017/11/7	37,951,406	助成金
2017/11/9	19,512,276	助成金
2017/11/14	9,978,077	助成金
2017/11/14	2,999,296	助成金
2017/11/17	34,999,911	助成金
2017/11/21	9,998,662	助成金
2017/11/21	1,877,365	助成金
2017/11/22	1,955,800	助成金
2017/11/29	26,005,588	助成金
2017/11/30	26,631,341	助成金
2017/11/30	66,999,008	助成金
2017/12/6	49,119,089	助成金
2017/12/7	35,262,136	助成金
2017/12/15	10,000,000	助成金
2017/12/22	5,128,818	助成金
2017/12/22	150,669,382	助成金
2017/12/25	13,610,985	助成金
2017/12/27	64,549,912	助成金
2017/12/27	39,959,985	助成金
2018/1/11	44,168,485	助成金
2018/1/11	49,216,504	助成金
2018/1/12	15,878,493	助成金
2018/1/18	29,843,536	助成金
2018/1/26	39,726,851	助成金
2018/3/22	2,024,938	助成金
2018/3/27	45,089,064	助成金
2018/3/27	2,255,337	助成金
2018/3/27	40,591,312	助成金
2018/3/27	31,958,027	助成金
2018/3/28	50,655,662	助成金
2018/3/28	64,147,979	助成金
2018/3/28	94,304,733	助成金
2018/3/29	899,895	助成金
2018/3/29	146,044,104	助成金

2018/3/30	9,991,272	助成金
2018/3/30	4,855,066	助成金
2018/3/30	7,977,380	助成金
2018/3/30	129,475	助成金
2018/3/30	171,154,267	助成金
2018/4/2	555,930	助成金
2018/4/4	116,926,536	助成金
2018/4/9	25,497,385	助成金
2018/4/11	5,550,000	助成金
2018/4/11	9,988,428	助成金
2018/4/12	1,008,000	助成金
2018/4/20	30,220,514	助成金
2018/4/25	4,439,000	助成金
2018/4/25	5,962,942	助成金
2018/4/27	143,112,888	助成金
2018/4/27	51,272,922	助成金
2018/5/1	491,944	助成金
2018/5/1	394,550,545	助成金
2018/5/7	10,849,268	助成金
2018/5/15	7,526,768	助成金
2018/5/15	8,253,397	助成金
2018/5/23	26,500,000	助成金
2018/5/24	40,929,441	助成金
2018/6/6	109,604,453	助成金
2018/6/6	28,435,431	助成金
2018/6/6	27,094,632	助成金
2018/6/6	55,680,083	助成金
2018/6/6	196,091,448	助成金
2018/6/7	40,646,366	助成金
2018/6/7	82,219,933	助成金
2018/6/7	25,454,179	助成金
2018/6/7	30,240,503	助成金
2018/6/18	165,592,192	助成金
2018/6/18	213,849,700	助成金
2018/6/20	22,462,606	助成金
2018/7/4	74,498,719	助成金
2018/7/12	111,341,954	助成金
2018/7/17	993,774	助成金
2018/7/17	1,582,984	助成金
2018/7/17	1,662,000	助成金
2018/7/18	38,241,766	助成金
2018/7/20	1,550,860	助成金
2018/7/20	2,999,997	助成金
2018/7/20	2,999,728	助成金
2018/7/20	2,853,806	助成金
2018/7/23	101,315,296	助成金
2018/7/27	3,753,000	助成金
2018/7/31	4,651,594	助成金
2018/7/31	19,974,306	助成金
2018/7/31	6,407,300	助成金
2018/8/6	1,070,210	助成金
2018/8/6	6,999,999	助成金
2018/8/7	3,722,114	助成金
2018/8/14	29,918,108	助成金
2018/8/14	384,406,764	助成金
2018/8/14	59,597,235	助成金
2018/8/20	994,248	助成金
2018/8/20	508,234	助成金
2018/8/24	14,915,875	助成金
2018/8/24	34,576,309	助成金
2018/8/30	114,524,262	助成金
2018/9/3	16,404,043	助成金
2018/9/5	14,545,644	助成金
2018/9/5	2,999,807	助成金
2018/9/6	71,922,774	助成金
2018/9/6	21,181,413	助成金
2018/9/6	9,938,686	助成金
2018/9/14	12,465,650	助成金
2018/9/19	59,857,944	助成金
2018/9/19	52,931,012	助成金
2018/9/21	80,842,997	助成金
2018/9/21	326,298,029	助成金
2018/9/21	56,562,346	助成金
2018/9/25	2,928,669	助成金
2018/9/25	28,144,323	助成金
2018/9/25	1,998,913	助成金
2018/9/25	8,978,593	助成金
2018/9/26	29,975,270	助成金
2018/10/9	17,559,416	助成金
2018/10/9	79,803,859	助成金
2018/10/10	2,998,438	助成金
2018/10/10	3,000,000	助成金
2018/10/15	190,627,545	助成金
2018/10/15	216,034,183	助成金
2018/10/22	6,117,547	助成金
2018/10/24	3,000,000	助成金
2018/10/24	21,020,863	助成金
2018/10/26	78,721,123	助成金
2018/10/30	22,346,983	助成金
2018/10/31	8,373,022	助成金
2018/10/31	150,000,000	助成金
2018/10/31	24,078,548	助成金
2018/11/1	19,925,922	助成金
2018/11/5	18,904,994	助成金
2018/11/5	5,914,634	助成金
2018/11/7	2,565,115	助成金
2018/11/7	2,764,666	助成金
2018/11/12	30,000,000	助成金
2018/11/14	95,933,123	助成金
2018/11/15	49,999,333	助成金
2018/11/20	7,798,304	助成金
2018/11/20	27,995,610	助成金
2018/11/21	9,469,602	助成金
2018/12/5	17,000,000	助成金
2018/12/5	99,998,719	助成金
2018/12/27	35,474,524	助成金
2019/1/17	75,194,076	助成金
2019/2/5	9,969,072	助成金
2019/2/20	74,289,151	助成金
2019/2/20	79,808,732	助成金
2019/2/22	10,556,764	助成金
2019/2/27	3,890,000	助成金
2019/2/27	1,672,000	助成金
2019/2/27	6,541,800	助成金
2019/3/1	19,933,127	助成金
2019/3/5	11,123,489	助成金
2019/3/28	108,091,090	助成金



2019/3/26	66,944,393	助成金
2019/3/28	74,428,164	助成金
2019/3/29	3,661,004	助成金
2019/3/29	5,705,160	助成金
2019/3/29	270,893,057	助成金
2019/4/2	128,785,091	助成金
2019/4/4	5,722	助成金
2019/4/4	22,467,232	助成金
2019/4/4	28,026,080	助成金
2019/4/17	56,023,986	助成金
2019/4/19	22,701,774	助成金
2019/4/23	20,280,040	助成金
2019/4/23	2,999,820	助成金
2019/4/23	9,887,910	助成金
2019/4/23	47,651,071	助成金
2019/4/24	1,360,392	助成金
2019/4/24	11,637,488	助成金
2019/4/24	21,214,870	助成金
2019/4/26	45,466,622	助成金
2019/4/26	5,007,503	助成金
2019/4/26	139,518,420	助成金
2019/4/26	32,423,232	助成金
2019/5/7	37,191,541	助成金
2019/5/14	50,000,000	助成金
2019/5/14	50,054,612	助成金
2019/5/14	2,110,890	助成金
2019/5/15	34,404,777	助成金
2019/5/15	450,353,833	助成金
2019/5/15	107,740,728	助成金
2019/5/16	7,934,787	助成金
2019/5/17	19,590,414	助成金
2019/5/20	8,918,058	助成金
2019/5/22	44,214,444	助成金
2019/5/22	14,378,048	助成金
2019/5/22	42,786,424	助成金
2019/5/27	1,453,100	助成金
2019/5/27	19,282,692	助成金
2019/5/27	33,888,532	助成金
2019/5/28	48,141,160	助成金
2019/5/31	20,734,885	助成金
2019/5/31	109,647,687	助成金
2019/6/4	31,158,265	助成金
2019/6/7	20,875,258	助成金
2019/6/10	90,399,999	助成金
2019/6/10	22,065,216	助成金
2019/6/19	86,602,047	助成金
2019/6/19	48,058,096	助成金
2019/6/19	3,389,500	助成金
2019/6/19	127,795,369	助成金
2019/6/28	9,192,269	助成金

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p>		✓
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日 ~ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>